

# 固体燃料を使用する火気設備等に関する事項

## 改正の概要

- 戸田市火災予防条例別表第3に、新たに、主に業務用の厨房設備として定置使用される固体燃料(木炭)を使用する炭火焼き器について、離隔距離を定めたこと。

種 別	周囲の仕上げ	燃 料	品 名	離隔距離 (cm)			
				上方	側方	前方	後方
厨房設備	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	100	50	50	50
	不燃			80	30	—	30

### 【イメージ】



※「炭火焼き器」とは、主に業務用の厨房設備として定置使用されるもので、耐火レンガとモルタルで作られた燃焼室部分を金属のフレームで覆う等の構造をしており、木炭を燃料として食材を加熱調理するものです。